

給与改定に伴う共済掛金の取扱いについて

給与改定により、令和5年4月1日に遡及して給与が引き上げられることとなりました。これに伴い、標準報酬月額が変更になる場合があります。

この給与改定の対象となる方の標準報酬の取扱いは、次のとおりです。

- 今回の給与の遡及改定による、令和5年4月からの標準報酬月額の遡及見直しは行いません。
- 給与改定による差額調整が行われる令和5年12月を起算月として、令和5年12月から令和6年2月までの報酬の月平均※と従前の標準報酬等級を比較して2等級以上の差が生じた方は、令和6年3月から新たな等級に切り替わります。【随時改定】
よって、令和5年11月～令和6年1月の超過勤務が多い方は、令和6年3月から適用される標準報酬月額が増額となる（随時改定の対象となる）場合があります。
（※12月に支給された4月から11月までの差額は除きます。）

随時改定について

掛金の算定基礎となる「標準報酬月額」は、年1回の【定時決定（4月から6月までの報酬の月平均額から算定）】（9月）が基本ですが、固定的給与に変動があり、かつ「固定的給与変動月以後継続した3か月間の報酬の月平均額から算定した標準報酬の等級」と「すでに決定されている標準報酬の等級」とを比べて2等級以上の差が生じた場合には、変動後4か月目に標準報酬月額を改定します【随時改定】。

ステップ 1

次の3つの要件全てに該当すること

- 要件1 固定的給与（※1）に変動があること
扶養手当、通勤手当等の諸手当の変動のほか、毎年4月の給料の昇給も「固定的給与の変動」に該当します。なお、今回の給与改定は「固定的給与の変動」に該当します。

（※1）固定的給与 報酬のうち、勤務実績に関係なく月等を単位として、一定の額が継続して支給される報酬	○給料（給料表の給料月額）
	○諸手当のうち 扶養、地域、住居、初任給調整、単身赴任、特殊勤務（月額・定率）、通勤（6か月定期は1か月相当で計算）、管理職 等
非固定的給与 （固定的給与以外のもの）	○諸手当のうち 特殊勤務（日額）、超過勤務、宿日直、管理職員特別勤務、休日給、夜勤、寒冷地 等

（※1）休職等の一時的な勤務状態（育児休業・病気休職等）によって固定的給与の変動があった場合は、随時改定の対象にはなりません。

●要件2 「固定的給与変動月以後継続した3か月間の報酬の月平均額から算定した標準報酬の等級」と「すでに決定されている標準報酬の等級」とを比べて2等級以上の差がある場合

●要件3 固定的給与変動月以降の継続した3か月間の支払い基礎日数(※2)が全て17日以上ある場合

(※2)支払い基礎日数について

その月の報酬支払の基礎となった日数。(勤務を要しない日、報酬の全部が支給されない日(欠勤、無給の休職、無給の休暇等)は除く。

○ 育児短時間勤務者の場合

- ・ 一月当たりの勤務を要する日数が17日以上(週5勤務等)の場合、実際に受けた報酬により報酬月額を算定します。
- ・ 一月当たりの勤務を要する日数が17日未満(週3勤務等)の場合、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月(勤務した日数が、要勤務日数に4分の3を乗じて得た数に相当する日数以上となる月に限る。)を17日以上である月とみなして報酬月額を算定します。

(例)週3勤務により当該月の要勤務日数が15日の場合 ⇒ $15日 \times 3/4$ (端数切上げ) = 12日
この場合、勤務した日数が12日以上であれば算定基礎月に含めることになります。

ステップ 2

2等級以上の差が、固定的給与と3か月間の報酬の月平均額のいずれもが増額、又は、いずれもが減額した場合に限り、随時改定が行われます。

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑
報酬平均額(3か月)		↑	↑	↓	↓	↓	↑
随時改定の適用		○	○	○	○	×	×

変動の要因である「固定的給与」と変動の結果の「報酬平均額」の矢印が同じ向きのとき随時改定となります。

ぜひ一度、使ってみませんか? マイナンバーカードの保険証利用



詳細は厚生労働省WEBサイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



標準報酬等級表 (令和5年4月1日)

報酬		標準報酬等級			標準報酬月額 (円)	標準報酬日額 (円)	給与から控除される掛金額/月 (円)				掛金額合計/月 (円)	
		短期 給付	長期給付				短期 掛金 ①	長期給付②		介護 掛金 ③	40歳未満 (①+②)	40歳以上 (①+②+③)
円以上	円未満		厚生 年金	退職等 年金給付	厚生年金 保険料	退職等 年金掛金						
0 ~	63,000	1	※	※	58,000	2,640	2,601	8,052	660	488	11,313	11,801
63,000 ~	73,000	2	※	※	68,000	3,090	3,050	8,052	660	573	11,762	12,335
73,000 ~	83,000	3	※	※	78,000	3,550	3,499	8,052	660	657	12,211	12,868
83,000 ~	93,000	4	1	1	88,000	4,000	3,947	8,052	660	741	12,659	13,400
93,000 ~	101,000	5	2	2	98,000	4,450	4,396	8,967	735	826	14,098	14,924
101,000 ~	107,000	6	3	3	104,000	4,730	4,665	9,516	780	876	14,961	15,837
107,000 ~	114,000	7	4	4	110,000	5,000	4,934	10,065	825	927	15,824	16,751
114,000 ~	122,000	8	5	5	118,000	5,360	5,293	10,797	885	994	16,975	17,969
122,000 ~	130,000	9	6	6	126,000	5,730	5,652	11,529	945	1,062	18,126	19,188
130,000 ~	138,000	10	7	7	134,000	6,090	6,011	12,261	1,005	1,129	19,277	20,406
138,000 ~	146,000	11	8	8	142,000	6,450	6,370	12,993	1,065	1,197	20,428	21,625
146,000 ~	155,000	12	9	9	150,000	6,820	6,729	13,725	1,125	1,264	21,579	22,843
155,000 ~	165,000	13	10	10	160,000	7,270	7,177	14,440	1,200	1,348	23,017	24,365
165,000 ~	175,000	14	11	11	170,000	7,730	7,626	15,155	1,275	1,433	24,456	25,889
175,000 ~	185,000	15	12	12	180,000	8,180	8,074	16,470	1,350	1,517	25,894	27,411
185,000 ~	195,000	16	13	13	190,000	8,640	8,523	17,385	1,425	1,601	27,333	28,934
195,000 ~	210,000	17	14	14	200,000	9,090	8,972	18,300	1,500	1,686	28,772	30,458
210,000 ~	230,000	18	15	15	220,000	10,000	9,869	20,130	1,650	1,854	31,649	33,503
230,000 ~	250,000	19	16	16	240,000	10,910	10,766	21,960	1,800	2,023	34,526	36,549
250,000 ~	270,000	20	17	17	260,000	11,820	11,663	23,790	1,950	2,191	37,403	39,594
270,000 ~	290,000	21	18	18	280,000	12,730	12,560	25,620	2,100	2,360	40,280	42,640
290,000 ~	310,000	22	19	19	300,000	13,640	13,458	27,450	2,250	2,529	43,158	45,687
310,000 ~	330,000	23	20	20	320,000	14,550	14,355	29,280	2,400	2,697	46,035	48,732
330,000 ~	350,000	24	21	21	340,000	15,450	15,252	31,110	2,550	2,866	48,912	51,778
350,000 ~	370,000	25	22	22	360,000	16,360	16,149	32,940	2,700	3,034	51,789	54,823
370,000 ~	395,000	26	23	23	380,000	17,270	17,046	34,770	2,850	3,203	54,666	57,869
395,000 ~	425,000	27	24	24	410,000	18,640	18,392	37,515	3,075	3,456	58,982	62,438
425,000 ~	455,000	28	25	25	440,000	20,000	19,738	40,260	3,300	3,709	63,298	67,007
455,000 ~	485,000	29	26	26	470,000	21,360	21,084	43,005	3,525	3,962	67,614	71,576
485,000 ~	515,000	30	27	27	500,000	22,730	22,430	45,750	3,750	4,215	71,930	76,145
515,000 ~	545,000	31	28	28	530,000	24,090	23,775	48,495	3,975	4,467	76,245	80,712
545,000 ~	575,000	32	29	29	560,000	25,450	25,121	51,240	4,200	4,720	80,561	85,281
575,000 ~	605,000	33	30	30	590,000	26,820	26,467	53,985	4,425	4,973	84,877	89,850
605,000 ~	635,000	34	31	31	620,000	28,180	27,813	56,730	4,650	5,226	89,193	94,419
635,000 ~	665,000	35	32	32	650,000	29,550	29,159	59,475	4,875	5,479	93,509	98,988
665,000 ~	695,000	36			680,000	30,910	30,504	59,475	4,875	5,732	94,854	100,586
695,000 ~	730,000	37			710,000	32,270	31,850	59,475	4,875	5,985	96,200	102,185
730,000 ~	770,000	38			750,000	34,090	33,645	59,475	4,875	6,322	97,995	104,317
770,000 ~	810,000	39			790,000	35,910	35,439	59,475	4,875	6,659	99,789	106,448
810,000 ~	855,000	40			830,000	37,730	37,233	59,475	4,875	6,996	101,583	108,579
855,000 ~	905,000	41			880,000	40,000	39,476	59,475	4,875	7,418	103,826	111,244
905,000 ~	955,000	42			930,000	42,270	41,719	59,475	4,875	7,839	106,069	113,908
955,000 ~	1,005,000	43			980,000	44,550	43,962	59,475	4,875	8,261	108,312	116,573
1,005,000 ~	1,055,000	44			1,030,000	46,820	46,205	59,475	4,875	8,682	110,555	119,237
1,055,000 ~	1,115,000	45			1,090,000	49,550	48,897	59,475	4,875	9,188	113,247	122,435
1,115,000 ~	1,175,000	46			1,150,000	52,270	51,589	59,475	4,875	9,694	115,939	125,633
1,175,000 ~	1,235,000	47			1,210,000	55,000	54,280	59,475	4,875	10,200	118,630	128,830
1,235,000 ~	1,295,000	48			1,270,000	57,730	56,972	59,475	4,875	10,706	121,322	132,028
1,295,000 ~	1,355,000	49			1,330,000	60,450	59,663	59,475	4,875	11,211	124,013	135,224
1,355,000 ~		50			1,390,000	63,180	62,355	59,475	4,875	11,717	126,705	138,422

※長期給付は、報酬が83,000円未満の場合も、1等級(標準報酬月額88,000円、標準報酬日額4,000円)です。また、報酬が665,000円以上の場合も、32等級(標準報酬月額650,000円、標準報酬日額29,550円)です。